

令和7年 2月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和7年2月17日 開会

令和7年2月17日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和7年
2月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月17日(月)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号、報告第2号の上程、説明	7
○議案第1号～議案第7号の上程、説明	8
○一般質問	17
14番 諏訪幸男議員	17
15番 中村洋子議員	19
2番 矢島洋文議員	23
13番 浦田充議員	28
8番 諏訪三津枝議員	32
○議案第1号の質疑、討論、採決	35
○議案第2号の質疑、討論、採決	36
○議案第3号の質疑、討論、採決	37
○議案第4号の質疑、討論、採決	37
○議案第5号の質疑、討論、採決	38
○議案第6号の質疑、討論、採決	39
○議案第7号の質疑、討論、採決	42
○管理者のあいさつ	43
○閉 会	43



署名議員	4 5
參考資料	
議決結果一覽表	4 7

埼玉県央広域事務組合告示第1号

令和7年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月10日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

- 1 期 日 令和7年2月17日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	小 泉 晋 史 議 員	2 番	矢 島 洋 文 議 員
3 番	市ノ川 徳 宏 議 員	4 番	須 山 陽一朗 議 員
5 番	渡 邊 広 美 議 員	6 番	芥 藤 章 議 員
7 番	金 森 すみ子 議 員	8 番	諏 訪 三津枝 議 員
9 番	坂 本 国 広 議 員	10 番	橋 本 稔 議 員
11 番	秋 谷 修 議 員	12 番	糸 井 政 樹 議 員
13 番	浦 田 充 議 員	14 番	諏 訪 幸 男 議 員
15 番	中 村 洋 子 議 員		

○ 不 応 招 議 員 なし

令和7年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和7年2月17日（月曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 専決処分の報告
- 6 議案第1号から議案第7号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第1号の質疑、討論、採決
- 9 議案第2号の質疑、討論、採決
- 10 議案第3号の質疑、討論、採決
- 11 議案第4号の質疑、討論、採決
- 12 議案第5号の質疑、討論、採決
- 13 議案第6号の質疑、討論、採決
- 14 議案第7号の質疑、討論、採決
- 15 管理者のあいさつ
- 16 閉 会

○出席議員 15名

1番	小泉晋史	議員	2番	矢島洋文	議員
3番	市ノ川徳宏	議員	4番	須山陽一朗	議員
5番	渡邊広美	議員	6番	斉藤章	議員
7番	金森すみ子	議員	8番	諏訪三津枝	議員
9番	坂本国広	議員	10番	橋本稔	議員
11番	秋谷修	議員	12番	糸井政樹	議員
13番	浦田充	議員	14番	諏訪幸男	議員
15番	中村洋子	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	矢澤欣子
参事兼事務局長	小川哲夫
消防長	黒沢高志
本部次長	千村茂
次長兼警防課長	原田正美
鴻巣消防署長	卯月光弘
桶川消防署長	福島統
北本消防署長	青木秀昭
消防総務課長	島田英樹
予防課長	坂巻泰弘
救急課長	岩崎徳生
指令課長	相原健治
総務課長	鈴木浩一

○本会議に出席した事務局職員

書記	塩野谷剛史	書記	矢部香奈美
書記	小松佑樹	書記	福島大輔

(開会 午前 9時03分)

◎ 開 会 の 宣 告

橋本 稔議長 ただいまから令和7年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

橋本 稔議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

橋本 稔議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
1番、小泉晋史議員、13番、浦田充議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

橋本 稔議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、2月17日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は2月17日の1日間と決定いたしました。

◎ 議 事 日 程 の 報 告

橋本 稔議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

橋本 稔議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和6年9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記から報告させます。

塩野谷書記。

〔書記朗読〕

橋本 稔議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

橋本 稔議長 日程第4、行政報告を行います。

小川参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和6年11月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、令和5年8月4日、上尾市大字壺丁目地内で発生いたしました北本消防署高規格救急自動車の交通事故につきまして、令和6年11月議会において、物損事故分の損害賠償について保険会社間で示談に向けた協議が継続中であることをご報告いたしました。現在においても引き続き協議が継続中であることをご報告いたします。

次に、令和6年度消防職員採用試験についてでございますが、第1次試験は、昨年9月22日日曜日に、上級・中級・初級試験をそれぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、26名の受験者の中から21名を合格といたしました。その後、第2次試験といたしまして、11月14日木曜日に個人面接、集団討議、共同作業、体力検査及び身体検査を行い、12名を採用候補者名簿に登載いたしました。

なお、採用予定者の内訳は、上級7名、中級1名、初級4名となっており、採用は本年4月1日の予定でございます。

次に、災害対応多目的車の運用開始についてでございます。令和5年度事業から繰り越した鴻巣消防署の災害対応多目的車が明日2月18日に納車予定であり、走行訓練や車両取扱訓練を行い、2月27日から運用を開始する予定でございます。

次に、火災・救急・救助業務の概況についてでございます。昨年中の火災、救急、救助の発生件数でございますが、火災件数につきましては93件で、昨年と比較して29件の増加となりました。救

急件数につきましては1万5,054件で、昨年と比較して173件の増加となり、過去最多を更新しました。11月までは、前年と同程度の件数で推移していましたが、12月に件数が増加し、出動件数が過去最多となりました。救助件数につきましては283件で、昨年と比較して65件の増加となりました。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和6年4月1日から本年1月31日までの10か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は2,755件で、前年度の同期と比較して115件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約10.8件でございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて480件で、前年度の同時期と比較して2件の減少となり、1日当たりの利用件数は約1.9件でございました。

小動物の火葬件数につきましては1,266件で、前年度の同時期と比較して22件の増加となり、1日当たりの利用件数は約5.0件でございました。

以上、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第1号、報告第2号の上程、説明

橋本 稔議長 日程第5、報告第1号及び報告第2号 専決処分の報告について説明を求めます。
並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 本日ここに、令和7年2月埼玉県県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

それでは、報告第1号及び報告第2号につきましてご説明申し上げます。この報告2件につきましては、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告をするものです。

初めに、報告第1号につきましてご報告申し上げます。本件は、令和6年8月16日午後2時9分頃、北本市二ツ家1丁目130番地カメラのキタムラ北本店の駐車場内において、立入検査のため出向した北本消防署の化学消防ポンプ自動車か雨水ますの鋳鉄製蓋の上を走行した際、車両重量により当該蓋を破損させたものでございます。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額1万4,300円を賠償することになり、11月29日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項により、議会に報告するものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

次に、報告第2号につきましてご報告申し上げます。本件は、令和6年9月13日午後零時22分頃、北本市深井1丁目74番地1、セブンイレブン北本深井店前の路上において、救急出動中の鴻巣天神

分署の高規格救急自動車が、前方を走行中の相手方の貨物トラックを追い越そうとした際、相手方が右折を開始したため高規格救急自動車と接触し、相手方の右側前部及び高規格救急自動車の左側後部が破損したものでございます。

損害賠償につきましては、示談により、組合は、相手方に損害額11万1,860円を賠償することになり、令和7年1月10日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項により、議会に報告するものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分につきましてのご報告でございます。よろしくお願いを申し上げます。

橋本 稔議長 以上が専決処分の報告でございます。ご了承ください。

◎ 議案第1号～議案第7号の上程、説明

橋本 稔議長 日程第6、議案第1号から議案第7号までの7件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 それでは、提案の趣旨をご説明する前に、組合業務の令和7年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

当組合が埼玉県央広域事務組合として発足してから間もなく30年目を迎えようとしております。この間、皆様方のご協力によりまして、消防業務及び斎場業務とも順調に運営されているところでございます。

さて、我が国の経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。

このような中、経費全般について徹底した節減合理化に努めるものの、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、財源不足は1.8兆円、地方財政の借入金（しゃくにゅうきん）（P.11「借入金（かりいれきん）」に発言訂正）残高は、令和6年度末で179兆円になると予想されていることから、各地方自治体には物価上昇の影響に対応しながらの難しい財政運営が求められております。

当組合におきましても、組合市からの負担金を主な財源として運営していることから、規律ある行財政運営に向けて、一層の適正化、効率化が求められているところであります。

当組合では、地方交付税に係る消防費の基準財政需要額を考慮し、地方債や消防施設整備基金を有効活用するなど財源の確保を図り、住民の皆さんの期待に最大限応えるべく、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、県央みずほ斎場につきましても、良好な状態で施設をご利用いただけるよう管理・運営に万全を期してまいり所存でございますので、一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。初めに、消防事業でございますが、近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、警防・救急（P. 11「救助」に発言訂正）業務の複雑多様化、大規模な災害への迅速な対応など、消防に対する住民のニーズはますます増大しております。

一方、自然災害では、9月に発生した奥能登豪雨により、1月の地震に続いて石川県能登半島地方に甚大な被害をもたらしました。こうした中、消防機関は、様々な災害に的確に対応し、消防力を最大限に発揮するとともに、組合市と連携し、地域事情に精通する消防団と一体となって、あらゆる災害に立ち向かわなければならないと考えております。これを踏まえ、第6次消防力等整備計画に基づき、効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、組織を強化するとともに、職員の感染防止対策や教育訓練に努め、活動の質を高めてまいります。

次に、予防事業でございますが、超高齢化社会の到来により、ますます高齢者の被害が懸念される中、住宅防火対策として住宅火災による被害の軽減のため、住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理を推進いたします。さらに、幅広い世代に対して様々な広報手段を用いて効果的に防火意識の普及啓発を図ってまいります。

また、重大な消防法令違反のある防火対象物に対しては、早期是正を推進するとともに、立入検査の実施により事業所等の関係者に、火災の発生危険を予防できるよう指導してまいります。

火災予防手続につきましては、デジタル化を推進し、申請、届出の利便性を向上させてまいります。

次に、救急事業でございますが、高齢化社会や感染症の影響もあり、昨年は過去最高の搬送件数を記録しました。今後もさらなる増加が見込まれる救急需要に備え、救急救命士の計画的な養成や高度化する救急救命処置に対応する隊員の育成、また医療機関との連携体制の充実を図ります。

次に、県央みずほ斎場事業でございますが、住民の期待に応えるため、第5次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、常に荘厳で格調高い品位の下、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図り、利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、令和7年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、令和4年2月に策定した令和4年度から令和8年度までの第6次消防力等整備計画の4年目となりますが、この計画に沿って、着実に消防力の充実強化を図ってまいります。

施設・設備につきましては、消防緊急通信指令・無線施設を令和7年度及び令和8年度に更新するため、更新整備業務委託を実施いたします。

さらに、桶川西分署整備事業においては、令和8年度の竣工を目標に、庁舎建設工事を実施するほか、消防本部・鴻巣消防署及び北本東分署の仮眠室個室化工事等を実施し、消防施設・設備の機能維持管理に努めてまいります。

消防車両等につきましては、北本消防署の消防ポンプ自動車、桶川消防署の資機材搬送車、川里分署及び桶川消防署の高規格救急自動車等を更新整備するほか、トイレカーを新たに整備いたします。

次に、県央みずほ斎場についてでございますが、火葬業務に万全を期すため、火葬炉設備等について計画に基づく修繕を実施することにより、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、ただいま提案いたしました議案につきまして、趣旨をご説明申し上げます。今回ご提案申し上げました議案は、全部で7件でございます。これより議案番号に従いまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。本案は、鴻巣市の1月22日の臨時議会において、鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の議決を受けまして、議員及び特別職の期末手当を引き上げる内容で本条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第1号と同様に鴻巣市議会の議決を受けまして、鴻巣市と同様に、人事院勧告に基づく給料表の改定及び期末手当、勤勉手当の引上げのほか、同じく人事院勧告に基づき管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等の内容で本条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）についてでございます。本案は、令和6年11月定例会において議決をいただいた工事請負変更契約後に生じた車庫棟及び外構工事の増額分について提出させていただくものでございます。変更に伴う工事費といたしまして、11月定例会後に変更した請負金額から2,014万1,000円増額し、変更後の請負金額を6億3,034万4,000円とするもので、工事請負変更仮契約を令和7年1月21日に締結しております。

変更理由でございますが、残土の処分場が決定したため、当該処分場までの運搬等に係る費用を追加するもの、また契約締結後に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所からの行政指導により、国道17号歩道舗装打ち替え工事の必要が生じたこと等による費用増加のためでございます。

次に、議案第4号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本案は、令和6年度一般会計における3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,780万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ43億4,413万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、継続費の変更、債務負担行為の設定、地方債の変更のほか、人事院勧告による職員給料等の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げ、並びに各種事業の確定等による過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第5号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、令和6年度斎場特別会計における2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,476万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、債務負担行為の設定、火葬件数の増加に伴う火葬室使用料の増額や燃料費等の過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第6号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。本案は、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,124万8,000円とするものでございます。

次に、議案第7号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。本案につきましては、一般会計と同様、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,050万1,000円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

申し訳ございませんでした。まず、1ページのこのような中の下段ですが、財源不足は1.8兆円、地方財政の「借入金（かりいれきん）残高」に訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

申し訳ございませんでした。あと、2ページ目の下段から5行目です。警防・「救急」と申しましたが、「救助」に訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

橋本 稔議長 ただいまの訂正をご了承願います。

なお、字句その他は、議長に一任願います。

次に、議案第1号から議案第7号の細部説明を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 それでは、議案第1号から議案第7号までの議案につきまして、細部説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一

部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

第1条は、議員の皆様様の期末手当の年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.60月分としたものでございます。

第2条につきましては、令和7年度以降の期末手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

第3条及び第4条につきましては、議員報酬の期末手当と同様に特別職職員の期末手当について改正するものでございます。

続きまして、議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案の第1条は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午前零時から午前5時としていたものを、午後10時から翌日の午前5時までと拡大するもののほか、鴻巣市と同様に職員給料等の改定を行うものでございます。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の年間の支給額を0.1月分引き上げ、12月の支給額を期末手当につきましては100分の127.5、勤勉手当につきましては100分の107.5とし、期末・勤勉手当を年間4.60月分としたものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を0.05月分引上げ、12月期の支給を期末手当につきましては0.7125月、勤勉手当につきましては0.5125月とするものでございます。

第2条につきましては、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

なお、文言整理による一部改正を除いた人事院勧告に基づく管理職員特別勤務手当及び第2条につきましては、令和7年4月1日を施行日といたします。

続きまして、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）につきましてご説明申し上げます。車庫棟建設工事の進捗に伴い生じた設計変更のうち、主なものについてご説明いたします。

1点目は、残土処分に関する追加でございます。残土につきましては、令和6年11月定例会において、仮置場までの運搬費用等についての追加のご承認をいただいたところでございますが、処分場が決まりましたので契約を変更するものです。車庫棟及び外構工事で発生する残土は合計660立方メートルで、このうち360立方メートルは、東松山市葛袋にある株式会社建設資源広域利用センター、通称UCR処分場への受入れが決定いたしました。残りの残土300立方メートルは、残土に再生砕石が含まれていることからUCR処分場に運搬することができず、民間の処分場に処理を依頼することになったため、UCR処分場の受入れ分と民間処分場依頼分に係る搬送及び処分費等を追加するものでございます。

2点目は、国道17号の歩道打ち替え工事及び雨水排水工事の追加でございます。これは工事契約

後に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から歩道の表層アスファルトの撤去及び新設の行政指導があったもので、設計当初は国道からの出入口2か所の撤去及び新設を考えておりましたが、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所の指導により、鴻巣天神分署に係る国道側の歩道全体を施工する必要が生じたことによる追加、また、この工事に関連して雨水排水工事も必要となったことから併せて追加するものでございます。

以上が車庫棟及び外構工事に伴う主な変更内容についてでございますが、その他も含めまして工事の請負金額を合計2,014万1,000円増額しようとするものでございます。

続きまして、議案第4号 令和6年度埼玉県中央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の4ページを御覧ください。第2表、継続費補正につきましては、鴻巣天神分署整備事業に係る工事請負費用が増加したことにより、当該予算を増額するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第3表、債務負担行為は、令和7年度に実施する事業となります。各事項とも3月中に契約をする必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。第4表、地方債補正は、各事業の事業費の確定により減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。13ページをお開きください。5款1項1目1節利子及び配当金、総務課、21万1,000円は、財政調整基金及び消防施設整備基金の預金利子でございます。

7款1項2目1節消防施設整備基金繰入金、消防総務課4,078万1,000円は、鴻巣天神分署整備事業及び桶川西分署整備事業の確定などにより増額するものでございます。

その下、10款1項1目1節消防債、消防総務課、マイナス6,880万円は、起債対象事業の確定により、それぞれの事業債を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページの上段を御覧ください。1款1項1目議会費3節職員手当等、総務課、4,000円は、人事院勧告による議員期末手当の影響額でございます。

その下、8節旅費、マイナス191万5,000円、13節使用料及び賃借料、マイナス11万5,000円は、組合議会議員研修視察の執行残を減額するものでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費、一般管理事業、8節旅費、マイナス32万8,000円は、議会費と同様に執行残を減額するものでございます。

同じく2款の一番下、総務課情報管理事業、17節備品購入費、マイナス470万円は、情報管理機器購入の事業費確定による減額でございます。

続きまして、17ページ上段を御覧ください。3款1項1日常備消防費、消防総務課、人件費4,912万円は、人事院勧告による給与改定及び期末・勤勉手当の影響額等による増額でございます。

続きまして、17ページから19ページの上段の消防総務課から桶川消防署管理指導課は、各事業に

おける執行残及び不用見込額を減額するものでございます。

続きまして、19ページの上段、2目消防施設費につきましては、消防総務課、消防用建物等整備事業、鴻巣天神分署整備事業及び桶川西分署整備事業等の事業費の確定により、過不足の調整をするものでございます。

続きまして、同ページ、下から2段目、鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業は、鴻巣西分署・吹上分署・川里分署仮眠室個室化工事の事業費の確定により、執行残及び不用見込額を減額するものでございます。

続きまして、議案第5号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第2表債務負担行為は、今年度中に4月分の斎場用灯油購入に係る業者を決定するためのものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。11ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料181万5,000円は、火葬室の使用件数の増加によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページを御覧ください。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、10節需用費181万5,000円は、燃料費及び光熱水費の過不足を調整するものでございます。

続きまして、議案第6号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億1,124万8,000円と定めるものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、継続費は、桶川西分署整備事業11億1,088万7,000円のうち、令和7年度に3億7,246万円、令和8年度に7億3,842万7,000円の2か年度で整備を行うものです。

その下、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業14億5,525万7,000円は、令和7年度に11億6,129万3,000円、令和8年度に2億9,396万4,000円と2か年度で整備を行うものでございます。

第3表、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。一番上の消防車両整備事業は、第6次消防力等整備計画に基づき北本消防署配備の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

消防庁舎改修工事整備事業は、24時間体制で勤務する職員の職場環境の整備と感染症対策のため、消防本部・鴻巣消防署及び北本東分署の仮眠室の個室化工事を行うものです。

桶川西分署整備事業は、庁舎建設工事等に係るものでございます。消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業は、令和8年度に耐用年数を経過する消防緊急通信指令及び無線施設を更新するものです。

6ページの消防・救助活動事業は、災害時オペレーションシステムの購入などに係る費用でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。13ページの上段を御覧ください。1款1項1目1節組合市負担金は38億4,246万5,000円であり、前年度と比較し2億3,171万9,000円の増額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、斎場経費で構成しており、共通経費は消防と斎場業務に共通する議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る費用であり、負担率により組合市から納入していただくものでございます。

消防経費の組合市からの負担割合の算出方法につきましては、前年度の令和6年度普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額を基本に算出し、また斎場経費の負担割合は、令和6年10月1日現在の住民基本台帳登録人口から算出するものでございます。

15ページの下段を御覧ください。7款1項1目1節総務課、財政調整基金繰入金1億2,409万5,000円は、一般会計として1億598万1,000円、斎場特別会計から1,811万4,000円の繰入れを見込んでおります。

次に、その下の2目1節消防総務課、消防施設整備基金繰入金4,186万円は、桶川西分署整備事業と消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の19ページ上段と併せまして、別冊の予算参考資料の7ページの最上段を御覧ください。予算書の19ページ、予算参考資料の7ページとなります。

1款1項1目議会費、総務課、議会運営事業994万7,000円は、議員報酬などの議会運営経費でございます。

予算書の25ページの下から27ページの中段と、予算参考資料は13ページの下段から15ページ上段を御覧ください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費の2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの総額は31億5,208万円となり、常備消防費の約91%を占めております。

予算書の29ページ下段と予算参考資料の17ページ下から2行目、24節積立金、消防施設整備基金積立金は、消防施設の整備や消防署各署の大規模改修に備えるため、5,000万円を積み立てるものでございます。

次に、予算書の35ページ上段と予算参考資料の21ページ下段を御覧ください。救急課、救急活動事業、10節需用費医薬材料費1,301万9,000円は、感染防止用資機材など救急活動用資機材でございます。

次に、予算書の41ページ下段と予算参考資料の27ページ下段から29ページ上段の3款1項2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費の修繕料1,558万7,000円は、消防本部庁舎空調設備修繕等でございます。

その下の14節工事請負費3,901万5,000円は、消防本部・鴻巣消防署仮眠室個室化工事に係るもの

でございます。

次に、予算書の41ページの一番下と予算参考資料の29ページ上から2段目を御覧ください。桶川西分署整備事業3億7,837万4,000円は、桶川西分署移転に伴う庁舎建設工事費でございます。

予算書の43ページの一番上と予算参考資料は、同ページ3段目を御覧ください。指令課、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業、12節委託料11億6,129万3,000円は、令和8年度に耐用年数を経過する消防緊急通信指令及び無線施設の更新に係るものでございます。

予算書及び予算参考資料とも先ほどと同ページ中段、警防課、消防自動車整備事業、17節備品購入費9,294万4,000円は、北本消防署の消防ポンプ自動車、桶川消防署の資機材搬送車の更新と、また新たに支援車（トイレカー）を消防本部に配備するものでございます。

その下、救急課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費6,654万6,000円は、川里分署及び桶川消防署に配備しております高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を第6次消防力等整備計画に基づき更新するものでございます。

次に、予算書45ページ上段を、予算参考資料は31ページの上段を御覧ください。北本消防署管理指導課、消防用建物等整備事業の14節工事請負費1,838万1,000円は、北本東分署の仮眠室個室化工事を行うものでございます。

次に、予算書は同じページ下から3段目、予算参考資料の31ページ下から4段目を御覧ください。5款公債費、1項1目元金、消防総務課の元金償還事業2億959万6,000円と2目利子、利子償還事業のうち1,242万円は、平成25年度から令和6年度までの消防債45件分の償還金でございます。

以上で、議案第6号の細部説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,050万1,000円と定めるものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。9ページ上段を御覧ください。1款1項1目1節斎場使用料8,797万8,000円は、過去の実績件数から使用料を見込んだもので、火葬室使用料3,097件分、霊安室使用料355日分、待合室使用料2,101件分、式場使用料527件分、小動物火葬炉使用料1,448件分でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の13ページと予算参考資料の35ページ上段を御覧ください。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、10節需用費のうち燃料費2,851万2,000円は、火葬炉及び空調設備に使用する灯油28万8,000リットルの購入費でございます。

その2つ下、12節委託料9,181万9,000円は、県央みずほ斎場の指定管理料等でございます。

次に、同じページの一番下、斎場施設整備基金積立金3,021万円は、県央みずほ斎場の大規模改修に備え、今年度は3,000万円と積立金の定期預金利子見込額21万円の合計額を計上するものでござい

ます。

以上で議案第1号から議案第7号までの細部説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

橋本 稔議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時56分)

(開議 午前11時36分)

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 一 般 質 問

橋本 稔議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、14番、諏訪幸男議員の質問を許します。

諏訪幸男議員。

[14番 諏訪幸男議員登壇]

14番 諏訪幸男議員 皆さん、こんにちは。議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年の1月1日午後4時10分に発生した能登半島地震、震度7の地震により、津波の襲来、土砂災害、火災、液状化現象、家屋の倒壊、交通網の寸断が発生いたしました。人的被害としては、行方不明の方が263名の被害とのことであります。建物被害としても、全壊が8,459棟で、半壊、一部破損が11万5,324棟とのことであります。私自身も支援物資を届けるため、被災地の能登半島にお伺いをいたしました。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震と日本列島どこにいても災害の被害者になる危険があります。私は、東日本大震災では、福島、宮城、岩手の皆様に支援しようと義援金、また物資の提供をさせていただきました。また、熊本地震へは、熊本の太鼓団体に義援金を届けにお伺いをさせていただきました。

また、能登半島地震について義援金を届け、支援物資を届けるため、お伺いをさせていただきました。能登地域は半島ということで、道路の寸断等で輸送にも大変な困難を感じました。現状把握、物資の移動にもドローンの活用が有効であることを特に感じたところでもあります。

埼玉県央一部事務組合としても、ドローンを2基購入ということをお聞きしました。ドローンの資格講習にも参加しておるとのことです、そこでお聞きをいたします。

件名1、ドローンの運用について、要旨1、ドローン運用に向けた現在の状況についてお伺いいたします。

次に、各消防署の活動状況について視察をさせていただきました。特に桶川西分署については、大水のときは避難をしなければならないという状況もお聞きをいたしました。桶川西分署の移転が決まり、地域の安全のためにも施設の充実が重要であると考えます。圏央道桶川インター、上尾道路を交差し、将来には首都高速の延伸があります。桶川道の駅も開設されます。そして、工場等の進出も見込まれるところから、桶川西分署の充実が必要と考え、質問をいたします。

件名2、桶川西分署移転に伴う消防力の強化について、要旨1、新しい桶川西分署について、立地面及び施設・設備面から見て消防力がどのように強化されているのか、お聞きをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

橋本 稔議長 順次、答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

原田正美次長兼警防課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

現在の状況につきましては、ドローンの操縦に資格取得の必要はございませんが、操作の基本知識と操作方法を学ぶため、民間のドローンスクールで2日間の講習を修了した職員4名が、操作技術の向上を目的に、当消防本部が策定した災害対応ドローン操縦運用訓練実施要領に基づき、基本訓練として離着陸、ホバリング、前後左右方向への移動操作などや、応用訓練として8の字飛行、現場映像撮影操作などの習得訓練を継続しております。

また、ドローンを配備した鴻巣消防署及び北本消防署に複数の操縦士が必要となることから、この4名が指導者となり、新たな操縦士の養成訓練を実施しております。

なお、運用開始は令和7年4月を予定しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 島田消防総務課長。

〔島田英樹消防総務課長登壇〕

島田英樹消防総務課長 件名2、桶川西分署移転に伴う消防力の強化について、件名2、要旨1についてお答えいたします。

初めに、立地面から見た消防力の強化についてでございますが、新しい桶川西分署の建設予定地は、幹線道路である県道12号線の交差点に隣接していることから、安全かつ迅速な災害出動が期待でき、さらに上尾道路や圏央道桶川北本インターチェンジも程近く、北本市、鴻巣市及び圏央道上の災害に対して、これまでよりも迅速な災害対応が可能となります。

また、江川の西側に位置するため、江川増水時でも迂回することなく西側地域に出動することができます。なお、建設予定地は、桶川市ハザードマップ上、地震想定では液状化が生じる可能性が

低いとされ、浸水想定でも浸水想定区域外の地域であることから、比較的大規模災害の影響を受けにくい土地であり、災害活動拠点としての機能強化が期待できます。

次に、新庁舎の施設・設備面における消防力の強化でございますが、こちらは令和6年11月議会で答弁いたしましたとおり、庁舎前の広いスペースを利用し、複数の消防車両による連携訓練や放水壁を利用した放水訓練の実施が可能となります。また、車庫棟には、屋外階段や中高層建物にある連結送水管を想定した放水口を設置し、立体的な火災想定訓練の実施が可能となります。さらに、事務所棟に設置する多目的室は、管内住民等を対象とした救命講習会の実施や各種会議・研修に使用するほか、非常災害時においては参集職員の待機スペースとして利用いたします。これら現在の桶川西分署にはない機能等を有効に利用することにより、消防力の強化につながると考えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 諏訪幸男議員。

14番 諏訪幸男議員 件名1、要旨1について再質問をさせていただきます。

ドローンはどのように活動を想定しているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 件名1、要旨1の再質問についてお答えいたします。

ドローンの活動といたしましては、ドローンからの俯瞰的視点を活用し、火災調査時において高所からの延焼範囲の把握や水難事故における要救助者の水面検索及び大規模災害時に被害の把握を想定しております。これらの活動により、早期に広範囲の情報収集が可能となり、効率的な部隊運用につながり、消防活動に効果的であると考えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で14番、諏訪幸男議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)



(開議 午後 零時57分)

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。

続いて、15番、中村洋子議員の質問を許します。

中村洋子議員。

[15番 中村洋子議員登壇]

15番 中村洋子議員 午後一番の一般質問です。よろしくお願ひします。

昨年11月の議会では、夏の火災原因を伺いました。電気回線のコンセント周りの綿ぼこりや、あるいはほかの原因になっているということで、電気関係の火災が多かったということをお聞きしました。冬に入る前にも、やはり乾燥注意報も出され、今年はどんな冬になるのだろうかと思っていたところ、どんどん火災が発生して、これはどういうことなのだろう、気象現象もあるのか、それとも何か原因があるのかということで一般質問をさせていただきます。

令和6年10月以降の火災発生状況について伺うものです。件数と傾向と対策について伺います。

それから、件名1の要旨2です。やはり火災が発生しますと、初期の消火というのがとても大事になります。死傷者が出る状況にならないためにも、やはり近くの消防団の方の駆けつけとか、また初期の消火がどうなっているかということもありますので、要旨2で消防団へ応援を要請した件数と活動状況について伺うものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

橋本 稔議長 順次、答弁を求めます。

坂巻予防課長。

〔坂巻泰弘予防課長登壇〕

坂巻泰弘予防課長 件名1、要旨1についてお答えいたします。

初めに、令和6年10月1日から令和7年1月20日までの火災件数は、建物火災17件、車両火災2件、その他の火災16件、合計35件発生しております。過去3年の同期間の火災件数は、3年前は14件、2年前は22件、昨年は21件となっており、今年は火災件数が増えております。

次に、この間の火災原因の傾向は、たき火7件、放火の疑い5件、たばこ4件の順となっており、過去3年の火災原因と比べると、たき火が原因となる火災が多くなっている状況でございます。

このような状況の中、当消防本部の対策として、1つ目は消防車両での防火広報を実施しております。

2つ目は、火煙発生届出書の受付時に、たき火を実施するときの注意点を記載したチラシを新たに作成し、配布しております。

3つ目は、過去に同様の火災があった地域を対象に、チラシのポスティングや回覧での注意喚起を図っております。

以上でございます。

橋本 稔議長 原田次長兼警防課長。

〔原田正美次長兼警防課長登壇〕

原田正美次長兼警防課長 件名1、要旨2についてお答えいたします。

消防団へ応援を要請する火災につきましては、一例として専用住宅1棟が炎上し、隣の建物への延焼危険がある場合に、サイレン吹鳴等により招集いたします。令和6年10月以降、消防団へ応援を要請した建物火災は2件発生しております。1件目は、令和6年11月26日火曜日、鴻巣市大芦地

内で木造2階建て専用住宅及び木造平屋建て物置の2棟が全焼、同一敷地内の隣接する木造2階建て専用住宅の1棟が半焼した火災でございます。

消防機関の覚知時間は午前5時23分、覚知から4時間59分後の午前10時22分に鎮火した火災であり、人的被害はございませんでした。

この火災の出動車両は、消防署からは消防ポンプ車4台、指揮車2台と救急車、救助工作車、災害対応多目的車及びはしご車各1台の合計10台、出動人員は27名が出動し、消防団からは団車両4台、団員14名が出動いたしました。

2件目は、令和7年1月18日土曜日、北本市東間6丁目地内で10世帯が入居可能な木造2階建て共同住宅の1棟が全焼、隣接している住宅3棟が窓ガラスの割れや雨どいが溶けた火災でございます。

消防機関の覚知時間は午後11時8分、覚知から9時間12分後の翌日午前8時20分に鎮火した火災であり、人的被害は死者2名、中等症1名でございました。

この火災の出動車両は、消防署からは消防ポンプ車4台、指揮車2台、救急車2台と救助工作車、災害対応多目的車及び支援車各1台の合計11台、出動人員は31名が出動し、消防団からは団車両7台、団員74名が出動いたしました。

以上でございます。

橋本 稔議長 中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 2回目伺います。

要旨1では、火災原因がたき火がまず多いという状況が分かりました。そういう中で、やはりたき火からの火災を減らすための注意事項としてどういうことをやっていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それから、要旨2については、アパートなどの火災もあったということで報告をされましたが、マンション火災の場合には、やはりこの状況とは違って来るのだらうと思います。一般住宅の火災と出動する車両の違いはあるのか、またどのようなふだんの訓練をしているのか、要旨2では2回目伺いたいと思います。お願いします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

坂巻予防課長。

坂巻泰弘予防課長 件名1、要旨1の再質問についてお答えいたします。

たき火が原因となる火災は、令和元年1月から令和6年12月までの間に60件あり、同期間における火災の総件数の15%に当たります。また、たき火が原因で建物火災となったケースが8件あり、主な要因としては、たき火から目を離したことや、急激に周囲の枯れ草に燃え移ったものがあります。

このような状況を踏まえ、注意事項として建物火災から（P. 22「建物から」に発言訂正）十分

離れて行く。強風や風向き次第では中止または延期、消火の準備、火元から離れない、完全消火の確認などがあり、届出受付時に説明し、注意を促しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 件名1、要旨2の再質問についてお答えいたします。

マンション火災に出動する車両は、消防ポンプ車6台、はしご車2台、指揮車2台と救急車、救助工作車、災害対応多目的車各1台の合計13台が出動し、通常の建物火災に比べ、消防ポンプ車2台、はしご車2台の計4台が多く出動いたします。

訓練としては、高層建物に設置されている消火活動上必要な施設である連結送水管を使用した放水訓練や、はしご車を迅速に建物へ架梯し、要救助者を救出するためのはしご車操作訓練を実施しております。また、はしご車が各消防署及び各分署を回り、はしご車の先端から放水するための車体設定や消防ポンプ車からの送水容量など、はしご車が活動するため、他隊との連携訓練を実施しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 坂巻予防課長より訂正の発言が求められておりますので、許可いたします。

坂巻予防課長。

坂巻泰弘予防課長 すみません。先ほど注意事項として「建物火災から」十分離れてという発言をしてしまいましたが、「建物から」というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

橋本 稔議長 ただいまの訂正については、ご了解願います。

字句、その他については、議長に一任願います。

中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 たき火については、今、一般ではなかなかたき火というのは減っているかと思っておりますけれども、農家の方は、まだまだ作物の枯れたものを燃やすとか、木とかいろいろそういったものでたき火をするという状況があるかと思っておりますけれども、そういうときのたき火をする際の届出ということが先ほど回答の中であったのですけれども、この届出というのはどういう内容になっているのか。また、先日の調査のときに、このチラシをいただいたのですけれども、こちらの説明もお願いできたらと思っております。すみません。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

坂巻予防課長。

坂巻泰弘予防課長 件名1、要旨1の再々質問についてお答えいたします。

たき火などのように火災と紛らわしい煙、または火煙を発生おそれのある行為をするときは、事前に火煙発生届出書を届け出なければならないと火災予防条例で定められております。火煙発生

届出書は、消防機関がたき火などを火災と間違え出動してしまうことを防ぐため、事前に提出を求めているものでございます。届出受付時には、行為の目的、日時、場所及び規模を確認し、火災にならないよう注意事項を説明しております。

以上でございます。

橋本 稔議長 チラシについて。

坂巻泰弘予防課長 なお、広報につきましては、届出について広く住民の方々に知っていただけるよう、ホームページや新たに作成したチラシにより広報しているところでございます。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で15番、中村洋子議員の質問を終結いたします。

続いて、2番、矢島洋文議員の質問を許します。

矢島洋文議員。

〔2番 矢島洋文議員登壇〕

2番 矢島洋文議員 議席番号2番、矢島洋文です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次一般質問を行います。

件名1、映像通報システムについて伺います。映像通報システムは、Live119と言ったほうが認知度も高いのかもしれませんが、このLive119は一企業の映像通報システムの登録商標のため、ここでは映像通報システムと表したいと思います。

この映像通報システムとは、スマートフォン等のカメラ機能を使って現場の映像をリアルタイムで消防の指令室に送るシステムで、最近マスコミにも取り上げられるなど目につくようになりましたが、とりわけ救急の現場での初期対応における有利性、有用性について紹介されております。

何よりも、これまでのように言葉で傷病者の状態や、災害等において周りの状況を説明することは非常に難しい対応であり、相当の困難さを要求されることが容易に想像できます。しかしながら、それがリアルタイムで、しかも動画で傷病者の様子や災害等の現場の状況を確認できることにより、より詳細で、正確な情報収集ができるようになります。このことにより、さらに適切な対応を早い段階から迅速に行うことが期待できると思っております。

そこで要旨1、全国的な導入状況と県内の導入実績はといたしまして、この映像通報システムが全国で、また県内でどの程度導入されているのか、件数や導入率について伺います。

次に、要旨2、本組合の導入に向けての検討状況はといたしまして、どのような経緯をもって、どのような組織内で、どの程度の検討してきたのか伺います。

次に、要旨3、システム運用のメリット、デメリットはといたしまして、私は相当の導入効果があると思います。

そこで、これまで実際の現場で様々な状況に遭遇し、その対応を経験してきた救急消防機関として、本本部ではどのような見解を持っているのか伺います。

次に、要旨4、システムに係る費用はといたしまして、この映像通報システムを導入する場合、イニシャルコスト及びランニングコストについて、どの程度の費用が見込まれるのか伺います。

次に、要旨5、導入の方向性はといたしまして、全国的な導入の状況や導入のメリット、デメリット、費用対効果などを十分に検討したと思いますが、総合的に勘案した結果、導入の方向性についてどのような結論を見いだしたのか、その見解を伺い、1回目の質問といたします。

橋本 稔議長 順次答弁を求めます。

相原指令課長。

[相原健治指令課長登壇]

相原健治指令課長 件名1、要旨1から要旨5について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。映像通報システムを提供している3事業者に問合せを行ったところ、1事業者は導入実績等を未公表のため不明ではございますが、2事業者の導入状況を合計したところ、令和6年12月末時点において、全国722消防本部中、247消防本部が導入しており、導入率は34.2%となっております。また、県内につきましては、26消防本部中、埼玉県南西部消防局、さいたま市消防局、川口市消防局及び埼玉西部地域消防指令センターを構成する埼玉西部消防局、比企広域消防本部、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、西入間広域消防組合消防本部の7消防本部が導入しており、導入率は26.9%となっております。

次に、要旨2についてお答えいたします。第6次消防力等整備計画に基づく消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業のため、令和5年度に高機能消防指令施設等検討委員会を設置し、これまで9回の会議を重ねてまいりました。この間、県内3消防本部及び東京消防庁総合指令室を視察しており、映像通報システムの導入についても調査、検討を行っております。

次に、要旨3についてお答えいたします。映像通報システムを導入済みの消防本部への調査において、メリットにつきましては、1つ目として、住所が分からない場合にも通報者から送られる映像により、周囲の建物などから災害現場の特定に役立つこと。2つ目として、現場の詳細な状況をリアルタイムで把握できることで、救助活動や消火活動の初動対応の判断に役立つこと。3つ目として、口頭での応急手当ての方法が分からない通報者に動画で説明することで、救急車が到着するまでの間、適切な口頭指導ができることなどがございます。

デメリットといたしましては、通報者が1人の場合、動画での説明が困難となることや、通報者が映像通報を行う際に、スマートフォンやカメラを使った操作に不安がある場合には、映像通報システムの利用が難しいことなどが挙げられます。

次に、要旨4についてお答えいたします。システムに係る費用についてですが、消防指令装置のメーカー3社へ見積り徴取をした結果、それぞれの概算費用を平均すると約430万円となっております。この内訳といたしましては、受付端末用ノートパソコン、セキュリティソフト、指令装置連携ネットワーク設定費用及び職員向け研修関連費用が含まれます。また、映像通報システム提供メー

カーにより異なりますが、月々8万円程度の利用料が生じることとなります。

次に、要旨5についてお答えいたします。他の消防本部も導入し、多くのメリットがあることから、令和7年度及び令和8年度に実施予定の消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業において、映像通報システムの導入を計画しているところでございます。

以上でございます。

橋本 稔議長 矢島洋文議員。

2番 矢島洋文議員 一通り答弁をいただきましたので、再質問を行います。

初めに、要旨1についてですが、導入率は全国で34.2%、県内でも26.9%とのことでしたが、これらの導入率を見て映像通報システム導入の広がりについてどのような見解を持っているのか伺います。

次に、要旨3についてですが、答弁のあったメリットでは、現場の特定に役立つこと、現場の詳細な状況をリアルタイムで把握でき、通報者に対して動画を見ながら適切な指導ができるなど、初動対応の判断に役立つとのことでした。

そこで、現場での動画の活用ということでは、総務省消防庁の令和6年版救急救助の公表において、一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、救急隊が到着するまでの間、一般市民が心肺蘇生などを実施しなかった場合、できなかった場合の1か月後の生存率は7.3%とのことでした。

一方で、一般市民が心臓マッサージなどの心肺蘇生を実施した場合の1か月後の生存率は14.8%であり、約2倍となります。また、一般市民が除細動などAEDを使用した場合の1か月後の生存率は54.2%、何と7.4倍となり、いかに初動対応が重要であるか、この数字からもはっきりと見て取れます。7.3%が54.2%です。つまり適切な初期対応が生死を分けることとなります。

このことから、この映像システムが広く普及することによりまして、救急車が到着するまでの間、通報者に対して心肺蘇生やAEDの使用を促すなど、具体的な応急処置の方法などを指示できるようになります。そうなれば、多くの人命が救われる可能性があると思います。

そこで、想定される現場での活動内容や具体的な実際の例を挙げて、メリット、デメリットについてどのような見解を持っているのか伺うものです。

次に、要旨4についてですが、映像通報システムの導入に当たっては、どのような財源が見込めるのか伺うものです。これだけ全国的に普及率が上がっている中で、その財源についてどのような措置がされるのか、されないのか、措置される場合は、その財源の有利性について見解を伺うものです。

次に、要旨5についてですが、映像通報システムの導入に当たっては様々な課題もあるのではないかと想像します。とりわけ映像に意図しないものや人などが写り込んでしまうプライバシーの問題や、撮影者の安全についてはどのように対応していくのか、これを伺い、再質問いたします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

相原指令課長。

相原健治指令課長 初めに、要旨1の再質問についてお答えいたします。

正確な全国の普及率に関する最新のデータについては公開されておりませんが、令和元年に兵庫県神戸市で導入されて以降、令和6年末までに全国247消防本部が導入している状況です。県内においては、既に導入している7消防本部に加え、令和10年度までに10消防本部が導入を予定または検討しており（共同指令センター含む）、26消防本部中、17の消防本部が運用する見込みでございます。

このように映像通報システムを導入する消防本部が一層増加するものと認識しており、当消防本部におきましても、技術革新による社会の変容に対応していくことが必要と考えております。

次に、要旨3の再質問についてお答えいたします。メリットの具体的事例につきましては、高速道路や農業地域など目標となる信号機や建物が周りに見当たらない場所からの通報では、場所の特定に時間を要したことが多くありました。このような場合にも、映像通報システムから送られてくる位置情報から場所の特定に役立つなどの有効性が考えられます。

救急事案では、呼吸があるとの情報であった傷病者が、実際には心肺停止であったケースがありましたが、映像通報システムにより適切な傷病者の観察や応急手当てが可能となり、救命率の向上につながることを期待できます。

一方、デメリットの具体的事例では、携帯電話がシステムに対応していないことや、スマートフォンの設定や通信環境等によっては使用することができないことなどが予想されます。

次に、要旨4の再質問についてお答えいたします。映像通報システムの財源につきましては、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業において構築することとし、有利な地方債であります緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。この地方債は充当率が100%、そのうち70%が地方交付税措置されるもので、財源的に非常に有利な制度であると言えます。

ただし、この緊急防災・減災事業債は令和7年度までの措置となっており、延長されない場合には、地方債の充当率が75%、そのうち30%が地方交付税措置される防災対策事業債を活用する予定でございます。

次に、要旨5の再質問についてお答えいたします。運用をするに当たり、通報者や被害者以外の人が写ってしまうというプライバシー上の問題や、建物火災や傷病者とは直接関係がない第三者が通報者となった場合には、データ通信料を負担しなければならないこと、また撮影に集中していたことにより転倒し負傷するなど通報者の安全確保など課題がございます。これらのことから、映像内に含まれる個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律及び関連法令に基づき適切に管理いたします。また、その他の課題につきましては、導入に向け、引き続き運用している消防本部からの情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

橋本 稔議長 矢島洋文議員。

2番 矢島洋文議員 再々質問を行います。

要旨5についてですが、運用開始時期については、1回目の答弁で、令和7年度から8年度にかけて予定する機器の更新に合わせてとのことでしたが、再質問の答弁では課題もあるとのことでした。

では、実際に諸課題の解決を図り、具体的な運用を開始する時期については、機器の更新に合わせての運用開始が可能なのか見解を伺います。

また、映像通報システムの導入に当たっては、しっかりとした周知、啓発が必要と考えます。あるマスコミ報道では、東京都内でのことですが、喉に物を詰ませたご高齢の女性に対して、女子高校生2人がスマートフォンで現場の映像をリアルタイムで消防の指令室に送る映像通報システムを使い、指令室からの指示に従って応急処置をしたということです。

なお、この女性は一時意識不明の状態になりましたが、周囲にいた人の助けも借りながら、救急車が到着するまで処置を続けた結果、意識が戻り、一命を取り留めたとの報道でした。

しかし、そのとき、指令室に送られた映像には、通りかかった人が手で撮影を遮る様子も写っていました。この行為を東京消防庁は、この映像通報システムを知らない人が、女子高校生らが興味本位で女性の様子を撮影していると勘違いをしたのではないかという残念な事象も同時に紹介されていました。このように命を守るためには、多くの皆さんの協力が必要であることは言うまでもありません。

したがって、多くの皆さんがこの映像通報システムについての共通の認識を持ち、ご理解いただくことで協力し合い、助け合えることになると思います。このことが一人でも多くの命を救う重要な観点と考えます。つきましては、いかに効果的に、どのような周知、啓発に取り組むのか、その見解を伺い、再々質問といたします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

相原指令課長。

相原健治指令課長 要旨5の再々質問についてお答えいたします。

消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業が令和9年3月に完了し、運用開始を予定しておりますので、これに併せて映像通報システムにつきましても、令和9年3月の運用開始を目指してまいります。

また、どのような周知、啓発を効果的に実施するのかについてですが、まずは映像通報システムの有効性やその仕組みについて、社会全体が理解することが重要であると考えております。当消防本部といたしましては、有効性や仕組み、操作手順及び注意事項について、当組合のホームページ等に掲載し周知するとともに、事業所を対象とした消防訓練や住民が参加する防災訓練及び救命講

習会等の機会を捉え啓発してまいります。

以上でございます。

2番 矢島洋文議員 終わります。

橋本 稔議長 以上で2番、矢島洋文議員の質問を終結いたします。

続いて、13番、浦田充議員の質問を許します。

浦田充議員。

〔13番 浦田 充議員登壇〕

13番 浦田 充議員 こんにちは。議席番号13番、浦田充です。早速質問します。

件名1、緊急走行時の安全対策について。最近、メディアなどで、救急車などに道を譲ってくれない車ですとか、サイレンの音が聞こえづらいといったような報道を目にすることが多くなりました。

そこで、走行時の安全対策について伺います。

要旨1、本消防本部において、過去10年の緊急走行時に発生した事故の日時、概要及び過失割合を伺います。資料を配布してください。

要旨2、大阪府の堺市消防局は、緊急走行時に新型のサイレンを鳴らす消防車両を導入しましたが、新型のサイレンの効果等について本消防本部の見解を伺います。

件名2、救急車到着までの支援について。こちらは先番議員の質問にかぶる部分もあると思いますが、お願いします。

要旨1、消防庁によると、2022年の救急車119番通報を受けてから現場に到着するまでの時間が、全国平均で初めて10分を超えたとのことですが、本消防本部における到着までの年間の平均時間について、過去5年の推移を伺います。

要旨2、救急車到着までに、どのような支援を行っているのでしょうか。また、課題はあるのでしょうか。

要旨3、映像通報システムの導入が必要ではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

橋本 稔議長 順次答弁を求めます。

島田消防総務課長。

〔島田英樹消防総務課長登壇〕

島田英樹消防総務課長 件名1、要旨1について、お手元に配布させていただきました資料を基にご説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。年度別に表した緊急走行時の交通事故件数でございます。緊急走行時の事故は、過去10年間で合計15件ございました。年度別で見ますと、令和3年度が最も多く3件、その他の年度は毎年ゼロ件から2件の間で推移しております。災害種別では、救急出動中

の事故が最も多く13件、火災及び警戒出動中の事故がそれぞれ1件、救助出動中の事故はございませんでした。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。発生日時、災害種別、発生場所、概要、過失割合等を記載した資料でございます。初めに、事故概要についてでございますが、ブロック塀や花壇、その他工作物と接触した単独事故が9件、犬と接触した事故が1件、車両同士の物損事故が3件、車両同士の人身傷害を伴う事故が2件となっております。

次に、過失割合でございますが、組合側100、相手側ゼロの事案は、単独事故を含む物損事故が10件、人身傷害を伴う事故が1件の合計11件でございました。過失割合が、組合側20、相手方80の事案は、人身傷害を伴う事故1件、物損事故1件、組合側10、相手側90の事案は物損事故1件、組合側ゼロ、相手側100の事案は物損事故1件となっております。

以上でございます。

橋本 稔議長 岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

岩崎徳生救急課長 件名1、要旨2についてお答えいたします。

緊急車両による重大事故の多くは交差点内で発生し、交差点での安全確保が課題となっております。大阪府堺市消防局では、救急自動車の半分の16台に新型サイレンが導入されたと報道がございました。この新型サイレンは、通常使用しているピーポー音に変化はございませんが、交差点進入時等に使用するウーウー警告音とは違い、高周波と低周波の音を同時に生み出す不調和のギュイーン音となっております。この音の特徴として、高周波は歩行者に、低周波は車の窓ガラスが閉まっている状態のドライバーに届きやすい音となっておりますので、交差点進入時等の安全対策としては有効であると思われませんが、県内消防本部の新型サイレンを積載した救急自動車の導入状況は、1本部1台であり、一般住民への浸透性が低いと、当消防本部では県内の導入状況を見極めながら対応したいと考えております。

続きまして、件名2、要旨1についてお答えいたします。総務省消防庁の統計では、令和4年中の119番通報を受けてから現場に到着するまでの時間は、全国平均で10.3分でございました。全国的にも救急出動件数は増加しており、救急現場に到着する時間が延伸する傾向となっております。

当消防本部での過去5年間の119番通報を受けてから現場に到着するまでの平均時間は、令和2年中8分、令和3年中8.5分、令和4年中8.8分、令和5年中8.8分、令和6年中は8.6分となり、令和5年中までは延伸傾向でありましたが、令和6年中は前年より短縮となりました。また、当消防本部と全国平均を比較しますと、救急車が救急現場に到着する時間は短くなっております。

以上でございます。

橋本 稔議長 相原指令課長。

〔相原健治指令課長登壇〕

相原健治指令課長 件名 2、要旨 2 及び要旨 3 について順次お答えいたします。

初めに、要旨 2 についてお答えいたします。119 番通報受信時には、救急車を必要とする場所、傷病者の状態などを聴取して、心肺停止ややけど、気道に異物が詰まったなど、迅速な応急手当てが必要と判断した事案などの場合には、近くの救急車に出動指令後も 119 番通報者との通話は継続しております。この救急車到着までの間、指令員は通報者に対して応急手当ての方法を電話でアドバイスする口頭指導を行っております。

課題としては、応急手当ての方法が分からない通報者の場合、口頭での説明だけでは理解していただくことが難しく、応急手当てを行っていただけないことや、行っていたとしても正確なものかの判断に苦慮していることなどが挙げられます。

次に、要旨 3 についてお答えいたします。映像通報システムは、他の消防本部も導入し多くのメリットがあることから、令和 7 年度及び令和 8 年度に実施予定の消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業において計画しているところでございます。

以上でございます。

橋本 稔議長 浦田充議員。

13 番 浦田 充議員 では、再質問します。

まず、件名 1、要旨 1 についてですが、事故について相手方の過失割合の高かったナンバー 13 からナンバー 15 の事故発生原因は何でしょうか。

それから、件名 2、要旨 1 に関して、救急車到着までの時間について埼玉県内の状況がどのようになっているのかお伺いします。

以上です。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

島田消防総務課長。

島田英樹消防総務課長 件名 1、要旨 1 の再質問にお答えいたします。

資料の 3 ページを御覧ください。初めに、ナンバー 13 でございますが、事故発生場所が片側 1 車線の幅の狭い道路だったため、一旦停止した路線バスが救急車に進路を譲ろうとして動き出したことが原因であると考えております。

次に、ナンバー 14 でございますが、直進車線を走行していた相手方施設送迎車が、交差点右折帯に停車していたトラックを含む複数台の車両により見通しが悪かったため、赤信号で交差点に進入した救急車の存在に気づかなかったことが原因であると考えております。

次に、ナンバー 15 でございますが、救急車の前方を走行中のトラックが、後方から近づく救急車のサイレンの音に気づかなかったことが原因であると考えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 岩崎救急課長。

岩崎徳生救急課長 件名 2、要旨 1 の再質問についてお答えいたします。

埼玉県内の過去 5 年間の 119 番通報を受けて現場に到着するまでの平均時間は、令和元年中 8.5 分、令和 2 年中 8.9 分、令和 3 年中 9.3 分、令和 4 年中 10.1 分、令和 5 年中は 9.9 分で、当消防本部と比較しますと、救急車が救急現場に到着する時間は、若干ではありますが、当消防本部のほうが短くなっております。

以上でございます。

橋本 稔議長 浦田充議員。

13番 浦田 充議員 件名 1、要旨 1 について再々質問します。

最近、相手方の過失の割合の高い事故が多くなっているように感じるのですが、緊急車両に対する交通ルールを県央だよりなどでもう少し周知することが必要ではないかと考えられますが、その点はいかがでしょう。

それから、事故原因としてサイレンが聞こえにくいという点について、消防として課題として考えているのかお伺いします。

それから最後に、新型サイレンについて、これを導入する場合、車両の更新が必要でしょうか、それとも既存の車両でもサイレンだけ更新ができるのかお伺いします。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

原田次長兼警防課長。

原田正美次長兼警防課長 件名 1、要旨 1 の再々質問についてお答えいたします。

初めに、緊急車両に対する交通ルールを県央だより等で周知することは考えているのかについてでございますが、当消防本部のホームページなどを活用し、道路交通法で定められている緊急自動車接近してきた場合の対応について周知していこうと考えております。

次に、事故原因としてサイレンが聞こえにくいという点について課題と考えているのかについてでございますが、サイレンが聞こえにくいことが事故原因の一つであり、課題であると認識しております。

そのような状況を踏まえ、当消防本部では、緊急自動車の運転時には、一般車両はサイレン等が聞こえていないものと想定して運転するように、職員に周知徹底しております。具体的には、赤信号交差点進入時の一時停止、追越し時の減速、通常使用しているサイレン音に加え、モーターサイレンや音声マイクを活用し、一般車両などへの注意喚起を実施しております。

次に、新型サイレンを導入する場合に車両の更新が必要なのか、既存の車両でもサイレンだけ更新できるのかについてでございますが、既存の車両でもサイレンだけを更新することは可能ですが、サイレンアンプの購入及び交換に係る経費が高額になるため、仮に当消防本部で新型サイレンを導入する場合には、車両更新時の導入を考えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で13番、浦田充議員の質問を終結いたします。

続いて、8番、諏訪三津枝議員の質問を緩めます。

諏訪三津枝議員。

〔8番 諏訪三津枝議員登壇〕

8番 諏訪三津枝議員 議席番号8番、諏訪三津枝でございます。ただいまより通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、件名1、救急活動時の言葉による聞き取りが困難な場合についてであります。要旨1といたしまして、電話通訳センターを利用して多言語でのやり取りができる同時通訳や、タブレット端末等を使用する多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の活用についてです。

近隣では、日本語以外の言語を使う方を見受けることが大変多くなりました。日常生活において不自由を感じなく過ごしていても、事故や急病のときには不便を感じるだろうと推測をいたします。日本語以外で救急車の要請があったとき、電話通訳センターを活用し、同時通訳を行い、要請に応じていく。また、救急隊員が翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用して、傷病者の状態を確認する方法があります。当組合での活用状況を伺います。

要旨2、聴覚の不自由な傷病者に対応するコミュニケーションボードの活用についてです。突然のけがや急病で慌てている傷病者への聞き取りは、困難があると思います。とりわけ聴覚が不自由な方からの聞き取りについては、困難かと思えます。病状のイラストなどが表示されたコミュニケーションボードを傷病者に指差してもらい、聞き取る方法があります。当組合におけるコミュニケーションボードの活用状況を伺います。

件名2、マイナ救急実証事業についてです。要旨1、令和6年度に全国67消防本部で行われたマイナ救急実証事業の結果についてです。消防庁は、救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化、円滑化を図る取組として、マイナ救急の全国展開を進めています。総務省のホームページに、実証事業の活動イメージが図式されています。救急隊員は、まずマイナンバーカードの所持を確認し、次に健康保険証の登録がされているか確認するようになっています。続いて、本人かどうかの確認は目視で、その後、カードリーダーに通すこととなります。ここで医療情報提供の本人同意が必要となります。救急隊員が行う活動に新たな動作が幾つか追加されることとなります。令和6年度に既に実証事業を行った67消防本部での結果について伺います。

要旨2、令和7年度の当組合における取組予定はです。総務省のホームページでは、令和7年度はさらに地域を拡大して実証事業を行うとしています。当組合における取組予定を伺います。

以上が1回目の質問です。

橋本 稔議長 順次答弁を求めます。

岩崎救急課長。

〔岩崎徳生救急課長登壇〕

岩崎徳生救急課長 件名1、要旨1、要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。当消防本部では、平成28年5月から日本語による会話が困難と判断した場合に、電話通訳センターを利用しており、電話通訳センターは32種類の言語に対応しています。

救急活動時の使用方法の1つ目として、救急現場から救急隊員が携帯電話より119番通報し、指令会員が電話通訳センターへ転送することによりオペレーターと会話する方法、2つ目として、救急隊員等が直接電話通訳センターに電話をかけオペレーターと会話する方法があります。当消防本部での利用件数は、令和6年12月末までで5件となっております。

次に、タブレット端末等を使用する多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、平成29年6月から当消防本部で活用しております。救急ボイストラは、通常の音声翻訳機能と救急現場で使用頻度が高い会話内容が定型文として登録されており、15種類の言語に対応しています。また、話した言葉を文字として表示する機能があるため、聴覚の不自由な傷病者とのコミュニケーションにも活用できます。当消防本部での活用件数は、平成（P. 34「令和」に発言訂正）6年12月末までで77件となっております。

次に、要旨2についてお答えいたします。聴覚の不自由な傷病者に対応するコミュニケーションボードにつきましては、当消防本部では、平成20年10月から全ての救急車に聴覚障がい者用指差しカード「SOSカード」を積載して活用しております。手話通訳者が救急現場に到着するまでの間、聴覚障がい者用指差しカード「SOSカード」または筆談により対応しており、令和6年12月末までで手話通訳者を救急現場に派遣した事案は12件となっております。

当消防本部では、電話通訳センター、救急ボイストラ及びコミュニケーションボードは、外国人や聴覚の不自由な傷病者に有用であり、救急活動を実施する上で重要なツールとなっております。

次に、件名2、要旨1及び要旨2について一括でお答えいたします。総務省消防庁では、マイナンバーカードを活用した救急業務「マイナ救急」の実証事業を令和6年5月から11月までの期間、全国の67消防本部で実施いたしました。マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取組となります。実証事業の結果は、現時点では総務省消防庁から報告書の公表はされておりませんが、実証事業に参加した救急隊の意見として、高齢者夫婦のみで情報収集が困難だったが、マイナ保険証から情報が取得できた。外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった。頭痛の症状が強く、会話が困難であったため、マイナ保険証から情報を取得できた。意識障害があり、家族も傷病者の情報を把握しておらず、マイナ救急が活動に役立ったなどの意見が挙げられました。これらの意見を踏まえて、総務省消防庁が令和7年度も実証事業を継続し、全国展開に係る検討を実施していく予定であります。

当消防本部は、令和6年10月と12月に開催されたマイナ救急の全国展開に向けた説明会に参加し、県内消防本部と同様に令和7年度の実証事業への参加を総務省消防庁に希望したところですが、以上でございます。

発言の訂正をお願いいたします。タブレット端末を使用する多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」ですが、当消防本部での活用件数は「令和」6年12月末までで77件となっております。失礼いたしました。

橋本 稔議長 ただいまの訂正の発言はご了解願います。

字句、その他については、議長に一任願います。

諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、再質問をさせていただきます。

まず、件名1の要旨1でございます。電話通訳センターを利用して多言語でのやり取りができる同時通訳や、タブレット端末を使用する多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の活用についてでございますが、電話通訳センターは32種類の言語に対応ができ、そして救急ボイストラは15種類の言語に対応可能ということでございました。令和6年12月までにおける77件の利用があった救急ボイストラでは、どんな言語が使われていたのかを伺いたいと思います。

要旨2につきましてですが、基本は手話通訳者を要請するというところでよろしいのでしょうか。先ほどご答弁では、手話通訳者が救急現場に到着するまでの間というご答弁でございましたので、基本は手話通訳者を要請ということになっているのか、また手話通訳者が到着するまでの間は、コミュニケーションボードなどを活用するということになるのか。令和6年は手話通訳者派遣が12件となっておりますが、派遣要請をして派遣されなかった件数があるのかどうか。また、派遣されなかったときに、コミュニケーションボードで搬送に問題がなかったか伺います。

次に、件名2の要旨2でございます。令和7年度では、当組合もこの実証事業、マイナ救急の実証事業に参加を希望したということでございます。そうしますと、各救急車にカードリーダーなどの機材を搭載するということと、あとは救急隊員の研修が必要になるかと思いますが、現時点で想定しているものがあれば再質問といたします。

以上です。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

岩崎救急課長。

岩崎徳生救急課長 件名1、要旨1、要旨2の再質問について順次お答えいたします。

初めに、件名1、要旨1の再質問についてお答えいたします。救急ボイストラの令和6年12月までの利用した言語と利用件数を多い順にお答えいたします。ベトナム語21件、中国語18件、英語17件、ネパール語とシンハラ語は4件、ウルドゥー語3件、インドネシア語とフィリピン語は2件、スペイン語、タイ語、ブラジルポルトガル語、トルコ語がそれぞれ1件でございます。

なお、聴覚の不自由な傷病者の対応として2件利用しております。

次に、件名1、要旨2の再質問についてお答えいたします。聴覚の不自由な傷病者のほかに、手話通訳が可能な関係者がいる場合を除き、手話通訳者を要請しております。また、手話通訳者が到着するまでの間は、聴覚障がい者用指差しカード「SOSカード」を活用し対応しております。

なお、派遣要請を行い、手話要請者（P. 35「手話通訳者」に発言訂正）が派遣されなかった救急事案はありませんでした。

申し訳ございません。「手話通訳者」が派遣されなかった救急事案はありませんでした。

次に、件名2、要旨2の再質問についてお答えいたします。マイナ救急で必要な機器といたしましては、閲覧用端末やカードリーダーがございますが、全て総務省消防庁からの提供を受けることとなります。

また、救急隊員への研修といたしまして、説明会とマイナンバーカードの使用を想定したシミュレーション訓練を実施して、実証事業開始に向けて現場対応の準備を行ってまいります。

以上でございます。

橋本 稔議長 以上で8番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時06分)

(開議 午後 2時18分)

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を開きます。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第8、議案第1号 埼玉県中央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、議案第1号に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

この施政方針、予算案の大綱説明にも書かれたとおり、組合市からの負担金を主な財源とし運営していることから、規律ある行財政運営に向けて一層の適正化、効率化が求められているところであり、非常に社会的にも今、物価高騰で市民の皆さんは本当に大変な思いの中いらっしゃいます。こういった中で、管理者と議員がやはり期末手当の報酬を上げるというところでは、反対をする立場でございます。

以上です。

橋本 稔議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

議案第1号 埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

橋本 稔議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第9、議案第2号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第10、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 工事請負変更契約の締結について（鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第11、議案第4号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、継続費補正、債務負担行為及び地方債補正に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の12、13ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、14ページから21ページまでの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 先ほどの議案第1号で引き上げられる特別職議員の期末手当が計上されておりますので、反対です。

橋本 稔議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 これにて討論を終結いたします。

議案第4号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

橋本 稔議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第12、議案第5号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、債務負担行為に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第13、議案第6号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、継続費及び地方債補正に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。
初めに、予算書12ページから17ページまでの歳入に関する質疑から入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。
次に、歳出についての質疑に入ります。
初めに、18、19ページの1款議会費に関する質疑から入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。
次に、18ページから25ページまでの2款総務費に関する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。
次に、24ページから45ページまでの3款消防費に関する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

浦田充議員。

13番 浦田 充議員 消防緊急通信指令施設及びデジタル無線更新に関してですが、こちらの金額の内訳と、令和7年度でどこまで整備が進むのかを教えてください。

橋本 稔議長 答弁を求めます。

相原指令課長。

相原健治指令課長 すみません、議長、休憩をもらっても大丈夫ですか。

橋本 稔議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時27分)



(開議 午後 2時28分)

橋本 稔議長 休憩前に続き、会議を開きます。

千村本部次長。

千村 茂本部次長 お答えいたします。

令和7年度には、指令施設で5億2,840万円、デジタル無線施設で6億3,289万3,000円、署活動用

無線機499万3,000円、こちらは単年度で行うものでございます。そのほかは継続費で行う予定となっております。落札業者、契約業者等がまだ決まっておられませんので、事業の進捗状況等は契約業者等により異なるものと考えております。

以上でございます。

橋本 稔議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 これにて消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、44、45ページの4款斎場費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、44ページから47ページまでの5款公債費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、46、47ページの6款予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第6号 令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

橋本 稔議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

橋本 稔議長 日程第14、議案第7号 令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書8ページから11ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑に入ります。

初めに、予算書12、13ページの1款事業費に関する質疑から入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく12、13ページの2款予備費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

橋本 稔議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第7号 令和7年度埼玉県広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

橋本 稔議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

橋本 稔議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

さて、本年1月17日で阪神・淡路大震災から30年が経過いたしました。また、政府の地震調査委員会が、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に起こる確率を80%程度に引上げ、公表いたしました。いつ起こるか分からない地震等の災害に対して、消防のみならず、議員の皆様におかれましても、万が一に備えていただきたいと思います。

結びに、まだまだ寒さが続きますが、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍いただきますよう心から祈念を申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

橋本 稔議長 以上をもって、令和7年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時34分)

議 長 橋 本 稔

署 名 議 員 小 泉 晋 史

署 名 議 員 浦 田 充

參考資料

議 決 結 果 一 覽 表

令和 7 年 2 月 定例会 議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	1	2月17日	原案可決
2	埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2	2月17日	原案可決
3	工事請負変更契約の締結について(鴻巣天神分署庁舎建設工事「建築」)	3	2月17日	原案可決
4	令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	4	2月17日	原案可決
5	令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	5	2月17日	原案可決
6	令和7年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	6	2月17日	原案可決
7	令和7年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算	7	2月17日	原案可決